

## 第1 審査会の結論

倉敷市長の行った不開示決定の処分は妥当である。

## 第2 審査請求に係る経緯

- 1 審査請求人は平成30年7月18日、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号。以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「岡山県倉敷市玉島〇〇字●●△△番□土地東側に隣接する倉敷市所有水路（以下「本件水路」という）の整備工事に関し、事前に実施された現状確認の状況を記載した書面、上記工事に関する設計書、その他、上記工事に関する一切の書面」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は存在しないことから、文書不存在であるとして条例第11条第3項の規定により不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年7月31日付け玉産第231号により審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年10月4日、倉敷市長（以下「審査庁」という。）に対し行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。
- 4 審査庁は、公開条例第18条の規定に基づき、平成31年3月14日付け法第59号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求書の記載内容をまとめると、審査請求人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 審査請求の趣旨  
本件処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- 2 審査請求の理由

実施機関は、本件処分において、本件水路の整備工事を計画した事実無く、本件開示請求に係る行政文書を保有していない旨を開示しない理由として挙げているが、平成29年11月頃、倉敷太郎（仮名）が、実施機関担当者より現状確認の状況（撮影された写真等）を記載した書面、本件水路の整備に関する設計書等の書類等の開示を受けた事実が存するところ、これらの書面及び書類等については、本件水路の整備

工事の計画の有無・進捗状況に関わらず、実施機関に存在する可能性が認められる。

#### 第4 実施機関の主張要旨

不開示決定通知書及び弁明書の記載内容並びに実施機関から聴取した内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 倉敷太郎は、本件水路は実施機関が所有する水路であり、管理責任は実施機関にある旨主張するが、いつ誰が設置したものなのかは不明である。

なお、本件水路は宅地として使用されている土地内（以下「宅地内」という。）に存在しており、その状況はインターネット上に公開されている航空写真からも明らかであるが、通常、実施機関が宅地内に水路を設置又は整備することは考えにくい。

- 2 実施機関が所有する水路については、公正かつ適正に維持管理を図るため、市民から要望のあった箇所及び担当職員が発見した不良箇所のうち、緊急性及び公共性を総合的に判断して、優先順位の高いものから順次整備を進めている。通常の手順によると、正式に整備工事を実施することを決定したのちに予算要求を行い、措置された予算額に応じて測量等を外部に委託発注し、その成果をもって具体的な工事の設計が行われる。

本件水路については、平成29年度当初に倉敷太郎から実施機関が所有する水路であるとの主張のもと整備の要望があったが、実施機関の担当部署の職員が現場を確認したところ、緊急性及び公共性が高いとは認められなかったため、現在に至るまで整備を計画した事実はなく、整備工事に関する文書は一切作成されていない。

これらのことから、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として、条例第11条第3項の規定に基づき、本件処分を行ったものである。

- 3 「平成29年11月頃、倉敷太郎が、実施機関担当者より現状確認の状況（撮影された写真等）を記載した書面、本件水路の整備に関する設計書等の書類等の開示を受けた」との主張について、実施機関の担当部署の全職員に対し聞き取り調査を行ったが、「平成29年11月頃」及びその前後の時期において、倉敷太郎に対応した職員は存在しなかった。

また、審査請求人が審査請求書において倉敷太郎が現認したとする書類等についても、具体的な文書名その他文書の特定に資する情報が不足しており、本件水路の整備工事に関する文書であったかどうか定かではないが、前述のとおり、本件水路の整備工事に関する文書は一切作成されておらず、実施機関にはこれらの文書は存在しない。

- 4 以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又

は不当な点はなく，適法かつ妥当なものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求に係る行政文書の存否について

本件開示請求に係る行政文書は，本件水路の整備工事に関する書面であるが，実施機関から提出された航空写真，筆界特定図面から判断して，本件水路が宅地内に存在していることは明らかであり，本件水路の設置時期，設置者等については不明であるとの実施機関の説明にも不合理な点はない。

実施機関の主張にもあるように，通常，実施機関が宅地内に水路を設置又は整備することは考えにくい。また，仮に，本件水路が，倉敷太郎が主張するように実施機関の所有する水路であったとしても，本件水路の整備については，緊急性及び公共性が高いと認められるものではないため，整備を計画した事実はなく，整備工事に関する文書は一切作成されていないとの実施機関の主張に不自然な点はない。

審査請求人は，審査請求の理由において，「平成29年11月頃，倉敷太郎が，実施機関担当者より現状確認の状況（撮影された写真等）を記載した書面，本件水路の整備に関する設計書等の書類等の開示を受けた事実が存するところ，これらの書面及び書類等については，本件水路の整備工事の計画の有無・進捗状況に関わらず，実施機関に存在する可能性が認められる。」と主張するが，実施機関は「担当部署の全職員に対し聞き取り調査を行ったが，平成29年11月頃及びその前後の時期において倉敷太郎に対応した職員は存在しなかった。」と主張していること，また，審査請求人が審査請求書に記載している内容だけでは，これらの書面及び書類等の開示を受けた事実が存することについて何ら証明されていないことから，これらの書面及び書類等が実施機関に存在すると推認することもできない。

### 2 本件処分 of 妥当性について

上記のことから，本件開示請求に係る行政文書は存在しないとの実施機関の主張に不合理な点は認められない。したがって，本件開示請求に係る行政文書を保有していないとの理由により実施機関が行った不開示決定処分は妥当である。

## 第6 結論

以上の理由により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第7 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月19日	諮問書, 弁明書, 反論書の収受
平成31年 4月12日	第1回目審議
	答申(案)の検討(送付による。)
令和元年 6月24日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 大 熊 裕 司	弁 護 士
塩 谷 毅	岡山大学法学部副学部長
渋 谷 康 華	弁 護 士
飛 山 美 保	弁 護 士